

# 犯罪の種類と萎縮効果



出典: 階猛事務所作成 平成 29 年 4 月 21 日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階猛 (民進党)

(パネルの写し)

提出中の法律案

平成十七年に提出した法律案

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為

で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団

(団体のうち、その結合関係の基礎としての

共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行する

ことにあるものをいう。次項において同じ。)

の団体の活動として、当該行為を実行するた

めの組織により行われるものの遂行を二人以

上で計画した者は、その計画をした者のいず

れかによりその計画に基づき資金又は物品の

手配、関係場所の下見その他の計画をした犯

罪を実行するための準備行為が行われたとき

は、当該各号に定める刑に処する。ただし、

実行に着手する前に自首した者は、その刑を

減軽し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無

期若しくは長期十年を超える懲役若しくは

禁錮の刑が定められているもの 五年以下

の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以

上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められ

ているもの 二年以下の懲役又は禁錮

2 (略)

(組織的な犯罪の共謀)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に

当たる行為で、団体の活動として、

当該行為を実行するための組織に

より行われるものの遂行を共謀し

た者は、当該各号に定める刑に処

する。ただし、実行に着手する前

に自首した者は、その刑を減軽し、

又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十

年を超える懲役若しくは禁錮の

刑が定められている罪 五年以

下の懲役又は禁錮

二 長期四年以上十年以下の懲役

又は禁錮の刑が定められている

罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 (略)